

鳥羽市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活に際して経済的な支援を行うことにより、本市における少子化対策の推進に資することを目的として、新規に婚姻した夫婦に対して、住居費及び引越し費用の一部を補助することについて、鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 新婚夫婦 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届出を受理された夫婦（再婚の場合を含む。）をいう。
- （2） 住居費 婚姻に伴う新規の住宅取得費用、リフォームに要した費用（倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス及び植栽等の外構に係る工事費用並びに家電購入に係る費用は除く。）及び新たに物件を賃借する際に要した費用のうち賃料（ただし、勤務先から支給されている住宅手当を除いた額）、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料（保証金等これらに類する費用を含む。）をいう。
- （3） 公的補助 他の公的制度による住宅取得及びリフォーム並びに物件を賃借する際に要した費用の補助をいう。
- （4） 引越し費用 婚姻に伴う引越しにより引越し業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- （5） 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から大学の修学又は学生生活のために貸与された資金をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚夫婦は、次のいずれにも該当する夫婦とする。

- （1） 夫婦の所得（令和5年度所得課税証明書をもとに、夫婦の所得を合算し

た金額をいう。以下同じ。) が500万円未満であること。ただし、夫婦のいずれかが、対象所得の年中に貸与型奨学金の返済を行っていた場合は、夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。

- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が40歳未満であること。
- (3) 対象となる住居が市内にあり、その住居が住民基本台帳に住所として記録されていること。
- (4) 夫婦の一方又は双方が、過去にこの補助の趣旨と同一の公的補助を受けていること（他の自治体での受給を含む。）。
- (5) 申請時において、対象世帯に属する世帯員に市に納付すべき市税並びに使用料及び手数料その他市に対する債務に滞納がないこと。
- (6) 夫婦のいずれもが鳥羽市暴力団排除条例（平成23年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支出した住居費及び引越し費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は、60万円を上限とする。（補助金の額に1,000円未満の端数がある時は切り捨てるものとする。）

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鳥羽市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和6年3月31日までに市長に提出するものとする。

- (1) 夫婦の記載のある戸籍謄本若しくは戸籍の全部事項証明書又は婚姻届受理証明書
- (2) 令和5年度所得課税証明書（夫婦それぞれのもの）
- (3) 物件の売買契約書の写し（住居費における購入の場合）
- (4) リフォーム物件のリフォーム工事請負契約書及び領収書の写し（住居費

におけるリフォームの場合)

- (5) 物件の賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合）
 - (6) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）
 - (7) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
 - (8) 貸与型奨学金の返済をしている者については、提出する所得課税証明書の年度中の返済額の分かる書類の写し
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、鳥羽市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- （申請事項の変更及び決定）

第6条 前条第2項により交付の決定の通知を受けた者（以下「対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに鳥羽市結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第4号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認める場合は、鳥羽市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 対象者は、第5条第2項又は前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに鳥羽市結婚新生活支援補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の対象者からの請求書の提出があったときは、内容を審査し速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この告示に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9条 対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第10条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかるわらず、必要があると認めたときは、対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならぬ。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年2月1日から施行する。